

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 44 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2018 年 10 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

協調行為禁止に関するガイドライン（競争法）

オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、競争・消費者法において禁止されている協調行為（Concerted practices）についてのガイドラインを公表しました。

競争・消費者法は、企業に対し、オーストラリアの市場において、競争を実質的に制限する目的や効果があるか、もしくはその可能性がある協調行為を行うことを禁止しており、違反した場合には、罰金として、最大で年間売上高の 10% または \$10M のいずれか大きい額が課されます。もっとも、同法において協調行為の内容は定義されておらず、解釈や適用関係が曖昧な状況でした。

本ガイドラインは、(i) 当事者が同じ行動をとったり、競業者から情報を受領したりしていない場合でも協調行為となり得ること、(ii) 一度きりの行動も協調行為に該当し得ること、(iii) 当事者が市場の状況等に応じて独立に行動したのであれば、結果として同じ行動に至ったとしても協調行為にはならないこと、(iv) 競業者から受領した情報を利用することは違反のリスクを高めること、(v) 競争を実質的に制限する行為のみが違反となること、などを示しています。

オーストラリアでビジネスを行う事業者は、本ガイドラインを踏まえて、競業者との情報共有などの協力的行為を行うリスクについて従業員に周知する必要があるでしょう。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら



その他の注目のトピック

2009年国家廃棄物ポリシーのアップデート（環境法）

中国の資源ごみ輸入禁止を受け、オーストラリアでも連邦政府が、2009年国家廃棄物ポリシー（2009 National Waste Policy）を2018年度末までにアップデートすることになりました。新しいポリシーは、循環型経済原則（circular waste economy principles）に基づく廃棄物への新しい取り組みを提案し、また、これまでの国家目標や戦略を更新します。

本稿では、新しく提案された国家廃棄物ポリシーの内容を紹介いたします。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

土地の売買における土壌汚染の通知義務（環境法）

近時、クイーンズランド州控訴裁判所は、環境保護法（Environmental Protection Act 1994）が土地の売主に課している買主への土壌汚染の通知義務について、正式な通知という形をとらなくても、売買に際して実施されたデューディリジェンスにおいて、売主がデータルーム上で土壌汚染について書面開示したことによって、買主への通知がなされたといえる、という判断を示しました。

本稿では、判決の内容と判決が実務に与える影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

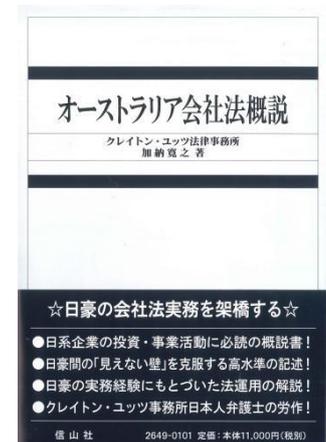
空売り規制に対する救済

世界金融危機中やその後にとられた政策により、空売りに対する規制が強まりましたが、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、これまで適切と認めた空売りについては、個別にその取引を認めてきました。取引の承認を求める申請が増大したことを受け、ASICは、2018年10月8日に、空売りに対する救済を定めるASIC Corporations (Short Selling) Instrument 2018/745を制定し、空売りに対する既存の規制（Regulatory Guide 196）を改正しました。

本稿では、空売り規制に対する新たに制定された救済の内容を紹介いたします。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

北部準州の新環境保護法案（環境法）

2018年10月4日、北部準州政府は環境保護法案（draft Environmental Protection Bill）と環境保護規則案（draft Environmental Protection Regulations）を提出し、12月3日までパブリックコメントを受け付けています。かかる取り組みは、同州が2段階で実施する予定の環境保護規制の改正プログラムの第1段階目にあたります。

本稿では、これらの改正案について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

商標権侵害に対する並行輸入の抗弁（知財）

近時の連邦商標法（Trade Marks Act 1995 (Cth)）改正により、並行輸入が商標権侵害に該当しないとされるための要件が緩和され、並行輸入者が合理的な調査（"reasonable inquiry"）を行えば、並行輸入は商標権を侵害しないことになりました。

本稿では、改正法の概要と、改正が並行輸入者や商標権者に与える影響について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

医薬品等の広告に対するクレーム処理（薬事法）

Therapeutic Goods Administration（TGA）は、医薬品等（therapeutic goods）の広告に対するクレーム処理のためのガイドラインを発行し、リスクの高低（low, medium, high, critical）に応じてクレームを分類し、各カテゴリー毎に異なるアプローチを採ることとしました。

本稿では、ガイドラインの概要について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

オーストラリア労働法の基本と実務上の注意点（2018年8月）

加納弁護士が「オーストラリア労働法の基本と実務上の注意点」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催勉強会）を行い、オーストラリア労働法の基本的な枠組み、労働法制の近時の動向及び実務上の注意点について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2017年の法改正の動向（2017年12月）

加納弁護士が「2017年の法改正の動向」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、競争法、消費者法、倒産法、労働法、個人情報保護法及び外国投資規制の6つ重要分野の重要な法改正について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」（2017）

弊所作成にかかる「オーストラリアにおけるビジネス展開（原文はDoing Business in Australia）」と題する小冊子を2016年版から2017年版に改訂しましたので、お知らせいたします。以下のリンクから無料でダウンロードできますので、是非ご活用ください。

- [オーストラリアにおけるビジネス展開](#)（日本語版）
- [Doing Business in Australia](#)（英語版原文）

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 川合千秋
メール：ckawai@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
（日本に出向中）



ロークラーク 濱田啓太郎
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：khamada@claytonutz.com



ロークラーク 小野田春佳
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：honoda@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com